

# 日立市いじめ防止基本方針

平成30年5月改定

日 立 市

## 目 次

はじめに

I	基本的な考え方	
1	いじめについての考え方	1
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
	(1) 豊かな心の育成(いじめの未然防止)	
	(2) いじめについての理解・啓発	
	(3) 早期発見・早期対応	
II	いじめ防止に向けた取組	
1	市の取組	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめについての理解・啓発	
	(3) いじめ発生時の対応	
	(4) 組織の設置	
2	学校の取組	3
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) いじめの未然防止	
	(3) いじめについての理解・啓発	
	(4) いじめ発生時の対応	
	(5) 学校評価への位置づけ	
3	家庭の取組	5
	(1) 自己肯定感や規範意識を高める	
	(2) 子どもたちを見守る	
	(3) 学校や関係機関等との連携	
	(4) いじめ防止・対処への協力	
4	地域の取組	6
	(1) 地域活動への参加	
	(2) 子どもたちを見守る	
	(3) 学校等との連携	
5	関係機関の取組	6
III	重大事態への対処	
1	重大事態とは	6
2	教育委員会又は学校による調査	6
	(1) 重大事態の発生と調査	
	(2) 調査結果の報告及び提供	
3	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	7
IV	検証	
1	調査結果等の検証	8
2	いじめ防止等の取組の改善	8
	おわりに	
	(参考資料) 重大事態に対する対応	9

## はじめに

いじめは、すべての子どもに関わる問題です。すべての子どもたちが、安心して生活し、学びあい、様々な体験を通して、心豊かに健やかに成長できる環境を守るため、いじめの防止等のための対策を進めていかなければなりません。

日立市では、いじめ防止対策推進法の定めるところにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年5月に、「日立市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に向けた取組の充実を図ってきました。

平成29年3月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめ防止について、さらにきめ細やかで、積極的な対応が求められるようになりました。

この改定を踏まえ、「日立市いじめ防止基本方針」を改定しました。すべての子どもを、被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせないために、子どもたちの規範意識を育て、豊かな人間関係や人を思いやる心を育み、いじめを生まない環境をつくるという強い決意の下、学校、家庭、地域、関係機関が協力・連携して継続的に取り組んでまいります。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめについての考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもでも、また、学校に限らずどこにおいても起こる可能性があります。

いじめに当たるかどうかの判断は、その状況をよく確認し、いじめの対象になった子どもが心身の苦痛を感じているものをいじめと捉えます。

いじめの態様は、暴力を伴うものや、仲間はずれ、無視、悪口など様々です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか判断する必要があります。

また、近年は、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、いじめの構造が複雑化し、見えにくくなる傾向にあり、そのことが解決困難な状況を生み出しています。

### 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

基本理念として、次の3点を示します。

#### (1) 豊かな心の育成（いじめの未然防止）

子どもたちへの関わりや様々な体験活動を通して、善悪の判断や規範意識などの道徳性を高め、困難に立ち向かい共に助け合うことができる強い心など、命の大切さや他者を思いやる心の育成に取り組みます。

子どもたち同士や大人との関わりを通して、自分のよさに気づき、自己肯定感を高め、自分や他者を認めることで、人と関わることの喜びや心の通じ合うコミュニケーション力を育み、人間関係を豊かにする社会性の育成に取り組みます。

#### (2) いじめについての理解・啓発

いじめは、命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、いつ、いかなる時でも、ささいなことからはじまることを、子どもたちや周りの大人たちも理解する必要があります。

いじめに当たるかどうかの判断は、被害者の立場でよく考えることが重要であり、日頃からいじめについての理解・啓発に取り組みます。

いじめは、被害者や周りの子どもたちの心身に苦痛を与えるばかりではなく、加害者の心にも深い傷を残すものであるため、いじめを防止することの重要性を理解し、自らの問題として捉える力の育成に取り組みます。

### (3) 早期発見・早期対応

いじめは、いつどの子どもにも起こり得るものであることから、早期発見・早期対応が重要であり、日頃から、子どもたちの発する小さなサインを見逃さない体制を築いておくことが必要です。

子どもたちのささいな変化に速やかに対応し、いじめと疑われる場合は、被害者、加害者、周りの子どもたちを確実に守るとともに、よく話を聞き、問題を抱える子ども一人一人に寄り添った指導や支援を積極的に行うことが重要です。

## II いじめ防止に向けた取組

### 1 市の取組

#### (1) いじめの未然防止

ア 子どもたちの規範意識や道徳心を培い、コミュニケーション力を養うことが、いじめの防止に有効であることを踏まえ、教育活動を通じた人権教育、道徳教育、情報モラル教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ 子どもたちの「命」を大切に作る心を養い、様々な困難に立ち向かい共に助け合えることができる強い心や、困っている人に手を差し伸べるやさしさや思いやりの心の育成を図ります。

ウ 教職員にいじめの発見や対応に関する研修を実施するとともに、子どもたちに心理検査やアンケート等を行うなど、子どもたちの小さなサインやいじめの兆候を見逃さないように必要な措置を講じます。

エ 子どもや保護者、教職員が、いじめに関する相談を行うことができる体制を強化します。

・教育相談員の配置、電話相談、来所相談等の相談活動の充実を図ります。

オ 就学前から、子どものよさを引き出し、自分に自信をもって生活できる子どもの育成を目指します。

#### (2) いじめについての理解・啓発

ア いじめは、子どもの健やかな成長を妨げるだけでなく、将来の希望を失わせるなどの深刻な影響を与え得ることを子どもや周りの大人たちも十分に認識する必要があります。

イ インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、必要な啓発活動を実施します。

ウ いじめの防止について、自主的な活動への支援や理解を深めるための啓発活動を推進します。

エ 市の基本方針等を、学校、家庭、地域等に周知し、それぞれの役割について理解を深めるとともに、いじめを防止するために社会全体で取り組む環境をつくります。

### (3) いじめ発生時の対応

- ア いじめの早期発見や早期対応の重要性を踏まえ、いじめの被害者、加害者、周りの子どもすべてが、安心して教育を受けられるために必要な措置を講じます。
  - ・「被害者をしっかり守る」ことを基本として対処します。
  - ・加害者に対しては「いじめは人を傷つけ、自分も傷つける」ことを理解させるとともに、本人の不満や充足感を味わえない心情を理解し、自己存在感が高まるよう働きかけます。
- イ 教育相談員を配置するなど、子どもたちの心のケアに努めます。
- ウ 学校に対しては、いじめの未然防止や早期発見のための適切な指導及び支援を行うとともに、いじめが発生した場合の適切な情報共有や組織的対応の徹底を求めます。
- エ 関係機関（警察・児童相談所等）との迅速な連携・相談を行います。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるおそれがある場合には、速やかに警察等との連携を図ります。

### (4) 組織の設置

#### ア いじめ問題対策連絡協議会の設置（市教委）

教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、関係団体の実務者で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。なお、この設置に関し必要な事項については、別途定めます。

#### イ いじめ調査委員会の設置（市教委）

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うためのいじめ調査委員会を設置します。また、重大事態に対処し、同種事案の再発を防止し、事実関係を明確にするための調査を実施するための組織を兼ねます。なお、この設置に関し必要な事項については、別途定めます。

#### ウ 再調査委員会の設置（市長）

市長は、いじめの重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、再調査を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）によって構成される再調査委員会を設置します。なお、この設置に関し必要な事項については、別途定めます。

## 2 学校の取組

学校は、子どもの生き抜く力を高める場であり、信頼感と安心感に根ざした学校づくりを推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、保護者、地域に発信します。
- イ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラーや教育相談員など、心理や福祉等の専門的知識を有する者、学校医やその他の関係者により構成される組織を設置します。

## (2) いじめの未然防止

- ア 児童生徒の豊かな心や社会性を育み、すべての子どもを、いじめの被害者にも、加害者にも、傍観者にもしない学校づくりを進めます。
- イ コミュニケーション力の育成に努め、いじめが起きにくい環境をつくります。
  - ・授業を理解しやすいように工夫し、学校生活を楽しいものにします。
  - ・すべての児童生徒に役割が与えられ、自分を表現できる場をつくります。
  - ・普段から気軽にコミュニケーションを図ることができる環境を整えます。
- ウ 命や人権の尊重、思いやりを大切にする教育活動を積極的に進めるとともに、児童生徒が交友関係や学習、進路、家庭等の悩みを相談しやすい環境をつくり、いじめに向かわない体制を整えます。
- エ いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによって、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させます。
- オ 学校全体で一人一人を大切にする教育を進めるとともに、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制を強化し、教職員のいじめ防止に関する専門性や資質の向上を図ります。
- カ 定期的に児童生徒に対するアンケート調査や個別面談を実施し、いじめの早期発見や未然防止に努めます。
- キ 配慮が必要な児童生徒について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての子どもたちが安心して生活できる環境をつくります。

## (3) いじめについての理解・啓発

- ア 児童生徒に対し、いじめ防止の理解・啓発を十分に行い、相手の気持ちを思いやる心を育みます。
- イ 児童生徒が、いじめは、いつ、いかなる時でも起こり得ること、いじめは自分たちの問題であることとして捉えることができる心を育みます。
- ウ 児童生徒も、教職員も、いじめに当たるかどうかの判断は、被害者の立場で考える姿勢を培います。
- エ 児童生徒が、いじめの事実を相談しやすい体制を整え、実態把握に取り組むとともに、教職員が、日頃から一人一人の子どもと向き合い、よいところを見つけるだけでなく、しかることでできる人間関係を築きます。

## (4) いじめ発生時の対応

- ア 早期発見・早期対応
  - ・児童生徒のささいな変化や小さなサインを見逃さないよう、学校全体で取り組みます。
  - ・気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応します。
- イ いじめの発見、通報を受けた場合は、速やかに多方面から実態を把握し、役割を分担して、組織として迅速に対応します。
- ウ 教育委員会に速やかに報告するとともに、関係機関との連携を図り、適切な助言及び支援を求めます。
- エ 被害者を守り、心のケアに努めるとともに、他の児童生徒に影響が及ばないように配慮します。

オ いじめの解消については、謝罪が済んだから解消した等安易に判断せず、次の2つの要件を満たしているかを判断の基準とします。必要に応じて、その他の状況を加え総合的に判断します。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

カ いじめの被害者、加害者を含め、すべての児童生徒が、安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じます。

キ 加害者が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の所属意識や自己存在感を高めるための取組を継続して行い、心の安定を図ることで再発防止に努めます。

ク 被害者・加害者の保護者に、把握した事実を伝えるとともに、対応の方針を具体的に示します。

ケ 教職員間で情報を共有し、今後のいじめ防止の対応に活用します。

- ・指導記録を保管し、進学、進級時に適切に引き継ぎます。

#### (5) 学校評価への位置づけ

ア いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための取組に対する評価項目を設定し、具体的な取組状況や達成状況について評価します。

イ 評価結果を踏まえ、その改善に取り組みます。

### 3 家庭の取組

家庭は、子どもの人格形成の基本であり、心身の健やかな成長や生きる力の源は家庭にあります。

#### (1) 自己肯定感や規範意識を高める

子どもたちは、家族との関わりの中で、思いやりの心や基本的な生活習慣、豊かな情操、社会的なマナーなどを身に付けます。

子どもたち自身が自分のよさに気付き、規範意識を高めることが大切であり、日頃から、よいことを「ほめる」ことや、至らないことを「しかる」ことができるよう、家族の絆を深めることが大切です。

#### (2) 子どもたちを見守る

日頃から、子どもの小さなサインを見逃さず、変化に気付いた場合には、十分なコミュニケーションをとることが大切です。

また、パソコンや携帯電話などの普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境が複雑化し、見えにくくなっているため、子どもたちの変化に気を配ることが求められます。

#### (3) 学校や関係機関等との連携

子どもたちの変化に気付き、気になることがある場合には、速やかに学校や関係機関等に相談・通報するなど、連携を図る必要があります。

#### (4) いじめ防止・対処への協力

学校や教育委員会からの連絡や情報に注意し、いじめの防止等について、協力して取り組むことが求められます。

#### 4 地域の取組

地域で育つ子どもを、地域全体で見守ることが大切です。子どもたちの育ちにとって、地域での活動は大きな役割を担っています。

##### (1) 地域活動への参加

子どもたちが地域行事へ参加し、様々な体験活動を通して日頃から多くの大人と関わることにより、社会性や協調性、人を思いやる豊かな心を育むことができます。

子どもたちの規範意識を高めることにより、いじめの未然防止につながります。

##### (2) 子どもたちを見守る

子どもたちの変化やいじめに気付いた場合は、速やかに学校や関係機関等に連絡するなど、地域で育つ子どもたちを見守ることが求められます。

##### (3) 学校等との連携

学区コミュニティによる地域パトロール、青少年育成活動などや、子どもを守る110番の家の活動などを通して、学校等と連携して、いじめのない地域づくりに取り組むことが大切です。

#### 5 関係機関の取組

子どもたちの健全育成に関わる警察、児童相談所等の関係機関は、日頃から互いに連携し、協働して、いじめの防止等に取り組むことが重要です。

学校による対応の範囲を超えるいじめ等の事案については、より緊密な連携を図る必要があります。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態とは

(1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた又はその疑いがあると認められるときです。

・いじめの被害者の状況に着目して判断します。

例えば次のようなケースが想定されます。

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 など

(2) いじめにより児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときです。

・不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も周辺状況を勘案して、重大事態と捉えます。

#### 2 教育委員会又は学校による調査

##### (1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態のおそれがある場合、又は、児童生徒やその保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。



なお、個々のケースを十分に把握して対応します。

イ 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて市長に報告します。

**学校→教育委員会→市長**

ウ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告により、調査を行う主体や調査組織を判断します。

- ・学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導・支援を行います。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合には、教育委員会において調査を実施します。
- ・調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行います。

エ 調査を行う組織

- ・学校が主体となって調査を行う場合は、学校が設置した「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において調査を行います。
- ・教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会が設置するいじめ調査委員会において調査を行います。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を、可能な限り明確にします。

カ 留意事項

教育委員会は、事案の重大性により、加害者の出席停止措置の活用や、被害者又はその保護者が希望する場合には被害者の就学校の指定変更を行うなど、被害者の支援のための弾力的な対応を検討します。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の報告

学校は、調査結果について、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。なお、教育委員会は、必要に応じて市議会に報告します。

**学校→教育委員会→市長及び市議会**

イ 被害者及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、被害者及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について説明します。

情報提供に当たっては、他の児童生徒や関係者のプライバシーの保護や個人情報取扱いに十分配慮します。

### 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行います。

**【再調査を行う必要があると考えられる場合】**

- ・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は

- ・新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
  - ・事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ・調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合
- (2) 再調査は、市長が設置する再調査委員会が行います。
- (3) 被害者及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明します。
- (4) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- (5) 再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告します。報告に当たっては、プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分配慮します。

#### IV 検証

##### 1 調査結果等の検証

いじめの再発防止や同種の事案の防止に役立てるため、プライバシーや個人情報等を守りながら、いじめがあること、あったことなど、事実関係を明らかにして検証し、今後の取組に活用します。

##### 2 いじめ防止等の取組の改善

市・教育委員会・学校は、取組評価のアンケートを実施するなど、いじめの防止等に向けた取組の検証を行い、取組内容の改善を図ります。

保護者や地域住民が参加する学校評議員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

#### おわりに

いじめは、子どもだけの問題ではなく、すべての人たちの問題です。

すべては子どもたちのために、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協力して、みんなで子どもたちを見守り、育むことで、子どもが子どもらしく、郷土日立で幸せな子ども時代を送れるよう、社会全体で取り組みます。

(参考資料)

## 重大事態に対する対応

